

## 公益社団法人日本地理学会会長に関する規程

2012年4月

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会定款第12条による会長について定めることを目的とする。

### (会長の選任)

第2条 会長は、正会員の中から、本規程に定める予備選挙により選出し、総会で選任する。

2 会長は、役員を兼ねることができない。

### (会長の任期)

第3条 会長の任期は、2年とする。

### (会長予定者の予備選挙)

第4条 選挙事務は、公益社団法人日本地理学会細則に定める選挙管理委員会が管理する。

第5条 代議員の単記投票により会長候補者3名を選び、これらの候補者の中から、正会員の単記投票により会長予定者を選出する。

2 会長経験者は、会長予定者になることができない。

### (会長の解任等)

第6条 会長の解任については、役員に準ずる。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事長がその職務を代行する。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は理事会が行う。

### 付 則

この規程は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。